

今後の進め方について

1 原案審議の進め方について（第24回運営会議結果報告より）

<スケジュール>

- ・ 意見書は、10月提出を目標とする。
- ・ テーマ別部会のとりのまとめを第23回委員会（7/12）と第24回委員会（8月下旬）に提出する。地域別部会についても当該委員会までの検討結果を報告する。
- ・ 第24回委員会（8月下旬）にて、河川管理者に河川整備計画原案（案）について説明頂く。

<検討会の開催について>

- ・ 「部会場でより深まった議論を行うため、部会前に議論の進め方や検討ポイントの整理と、これまでに提出された資料の理解を深めるための検討会を開催して部会に臨んでいただく」との提案がなされ、了承された。検討会の進め方は部会長に一任された。なお、検討会には河川管理者の出席を依頼する。会議は公開しないが、資料や議論内容については公開する。

2 地域別部会とテーマ部会の役割分担（第23回、第24回運営会議結果報告より）

地域別部会：個別事業（実施場所が明記されている事業）を検討

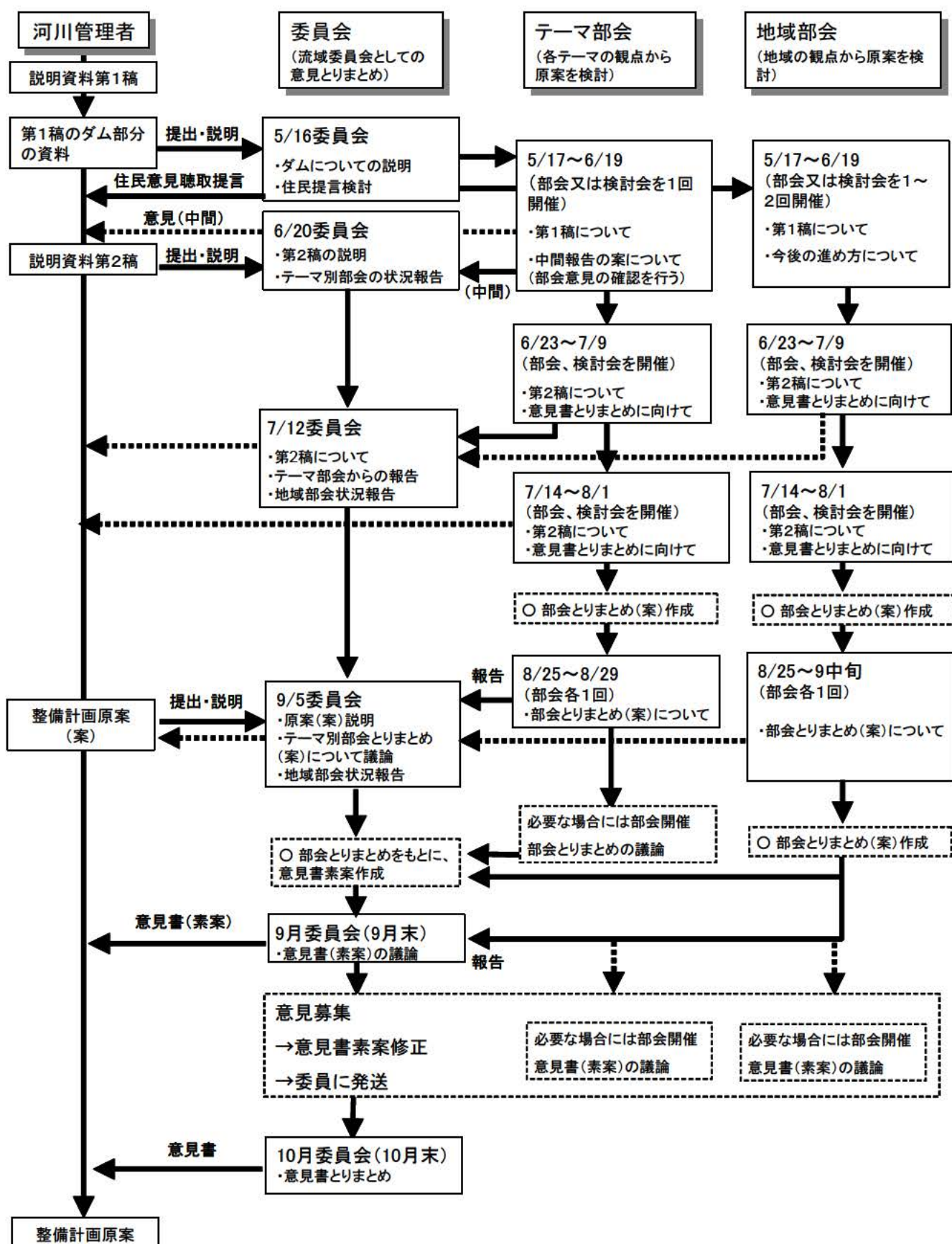
テーマ部会：流域全体に係わる内容（実施場所が明記されていない事業等）を検討

意見書については、各テーマ別部会のとりのまとめを元に骨格を作成し、地域別部会のとりのまとめを追加してまとめていく。テーマ別部会が地域的な観点での検討が必要と判断した内容については、地域別部会で審議する。また、地域別部会からテーマ別部会への審議依頼も有り得る。（→ p.4参照）

3 5章「具体の整備内容」における具体的施策の記述内容（「実施」「検討」「見直し」と委員会、部会での検討方向

説明資料での記述	左記施策の扱い (説明資料(第1稿)「はじめに」より)	委員会として提出する意見書の記述方向および委員会、部会での議論方向
「実施」	具体的施策で「実施」と記述する施策は今後速やかに実施していく。	・実施の妥当性 (実施すべきでない/○○についての検討から始めるべき等) ・実施内容(具体的整備内容シートに記載)への意見 (実施場所を○○に変更すべき/規模を縮小すべき等) ・実施にあたっての留意点 (○○が起こった場合には、○○すべき等)
「検討」 「見直し」	「検討」、「見直し」と記述した施策は、今後検討・見直しを行い、実施段階になった時点で、流域委員会や関係住民、関係地方自治体等の意見を伺ったうえ、決定する施策である。	・検討の妥当性 (検討に値しない/検討ではなく、○○の内容で実施すべき等) ・検討内容(具体的整備内容シートに記載)への意見 (○○についての検討を検討項目に加えるべき/1年以内に実施するかどうか判断すべき/対象地区に○○を加えるべき等) ・検討にあたっての留意点 →なお、「検討」「見直し」とされている事業については、左記記述のとおり、今後実施段階となった時点で再度その妥当性が検討される機会がある。

今後の進め方案



意見書作成までの流れ（テーマ別部会、地域別部会の分担イメージ）

